

広島市 農業委員会だより

令和5年夏号(45号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755
〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

有機農業への取り組み ～原田純江さん(佐伯区千同)～



原田純江さんは、教師を定年退職した後に農業を本格的に始められました。農業を選択した理由は2つあるそうです。1つは、教師は人を、農業は作物を“育てる”という共通点があること。もう1つは、身内に少しでも農薬の使用を減らした物を作って食べさせてあげたいとの思いがあったことでした。現在は、有機農業に特化した栽培をし、防虫ネットの使用や土壌の改良などを行いながら、病害虫に負けず、栄養価の高い物を作ることに挑戦されています。自宅前にある10aの農地で、トマト、キュウリ、ネギ等の野菜を少量ずつ多品目栽培されているほか、スモモ、梅、ユズ等の果樹を栽培されています。年間で50品目を生産し、対面販売が可能な「ひろしま朝市」や、有機農産物を扱うお店に出荷されています。

原田さんは、農業の魅力は単に思いどおりの作物を育てる楽しみだけでなく、農作業中の近所の方々との立ち話や販売所でのお客様との会話など、人とのコミュニケーションにもあると言われています。

また、農事研究会では会長を務めておられ、活動を通して農家同士の交流を大切にされています。最近の農事研究会活動では、簡易移植器を用いたネギの定植実演を計画しておられます。今後は、各会員の農地を見学して実情に合わせた問題解決等を行うことで、農事研究会の活性化を図っていきたいと抱負を語られていました。終始笑顔の原田さんは、一歩先を見据えた眼を持った方との印象を強くしました。一層のご活躍を期待しています。

(取材:岩崎 孝彦 農地利用最適化推進委員)

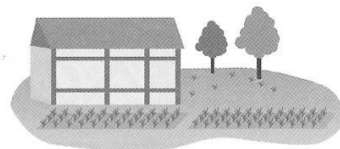
農地を取得する際の下限面積が廃止されました

耕作を目的に、農地の所有権移転や賃貸借、使用貸借権など使用・収益を目的とする権利を設定する場合は、農業委員会の許可が必要です。

許可にあたっては、権利を取得する人の耕作面積が、下限面積(10a=1,000㎡)を上回る必要がありましたが、農地法の一部改正に伴い、令和5年4月1日から下限面積要件を廃止しました。

なお、農地の権利移動に必要な以下の要件は、引き続き適用されます。申請にあたっては、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

- ・申請農地を含め、所有する農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・申請者またはその世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・申請地の周辺農地の利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）



農地・農業用施設の災害復旧について

大雨などの災害で農地や農業用施設に被害があった場合は、一定の条件を満たすことで、国の補助制度を活用して復旧することができます。

（この事業を農地災害復旧事業又は農業用施設災害復旧事業といいます。）

災害発生後、概ね1週間以内に各区役所へ連絡してください。

災害復旧事業採択要件

- ・降雨量が1時間雨量20mm以上又は24時間雨量80mm以上を観測していること
- ・農地・農業用施設で1箇所の工事費用が40万円以上であること
- ・農地（田、畑、果樹園等）は、耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地
- ・家庭菜園ではないこと（出荷証明等が必要となります。）
- ・農業用施設（農道、水路、頭首工、ため池等）は、受益戸数が2戸以上あること
- ・農道は幅員が1.2m以上あること

基本補助率

- ・農地 50%（国の補助金以外は個人負担となります。）
 - ・農業用施設 65%
- （ただし、諸条件により補助率の嵩上げがある場合もあります。）

災害復旧の内容

原則、原形復旧となります。

各区連絡先

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ・東区地域整備課 ☎ 082-568-7749 | ・南区地域整備課 ☎ 082-250-8963 |
| ・西区地域整備課 ☎ 082-532-0952 | ・安佐南区農林課 ☎ 082-831-4951 |
| ・安佐北区農林課 ☎ 082-819-3934 | ・安芸区農林課 ☎ 082-821-4947 |
| ・佐伯区農林課 ☎ 082-943-9751 | |



みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。（月4回発行 購読料1か月700円）

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで ☎（082）568-7755～



農地利用最適化推進委員の欠員募集

職務内容／報酬	任 期	締切日	申込先
農地の利用状況調査、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など ／月額4万5000円	9月上旬(予定)から 令和7年6月16日(月) まで	8月14日(月) (必着)	農業委員会 ☎ 568-7755 FAX 262-6986

- ・募集地区：安佐北区白木地区（第4地区）。このうち担当地区は、上井原（甲田・中市・下市・明神以北）
- ・申し込み方法：所定の申込書を締切日までに、申込先へ。書類審査、面接などにより1人を決定。
※詳しくは募集案内で。募集案内は市ホームページ、農業委員会、安佐北区役所農林課などで

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」の提出について

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」は、毎年8月1日現在における農地の耕作や貸付状況等を調査するため、原則、借入地を含め10a以上の農地を耕作している農家の方に申告していただいています。

この申告をもとに、農業委員会で各農家の農地基本台帳を作成します。この農地基本台帳が、農地法に関する諸申請の審査や各種証明書の発行などを行うために必要な基礎情報となりますので、必ず申告していただきますようお願いします。

なお、申告書は、各地区の生産区長を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ、生産区長へ提出してください。また、一部の農家の方には、申告書を農業委員会から直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、農業委員会へ返送してください。

農業委員会では農地の利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用最適化を推進するために農地を巡回し、利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地（耕作されていない農地）の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区以外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

農地を所有する皆さまへ

1 農地の適正な管理をお願いします。

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには、たいへんな手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながりますので、草刈りや耕起などを行い、農地の適正な管理をお願いします。

2 「農地中間管理事業」の利用をご検討ください。

自ら耕作できない場合などで、農地の貸し借りを希望する場合は、「農地中間管理事業」の利用をご検討ください。この事業は、公的機関である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みです。

詳しくは、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団のホームページをご覧ください。

▶ ホームページ：<https://hsnz.jp>

